

第1章 基本的事項

1 計画の趣旨

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」ことが示されました。これを踏まえ、平成 26 年 3 月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」において、保険者は、「健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うこと。」とされました。

その後、平成 30 年 4 月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、令和 2 年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太方針 2020）」において、「保険者のデータヘルス計画の標準化等の取組の推進」が掲げられ、令和 4 年 12 月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適切な KPI の設定を推進する。」と示されました。

こうした背景を踏まえ、このたび、第 2 期大泉町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第 3 期大泉町特定健康診査等実施計画が見直しの時期を迎えたことから、これまでの取組を評価し、被保険者の健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施することで、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とし、特定健康診査等実施計画と一体的にデータヘルス計画を策定します。

2 計画の位置づけ

データヘルス計画とは、国が作成している国民健康保険保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き（令和5年5月18日改正）において、「被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効果的・効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）・特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCA サイクルに沿って運用するものである。」と定義されています。

また、同手引きにおいて、「計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく基本方針を踏まえるとともに、都道府県健康増進計画、都道府県医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画、高齢者保健事業の実施計画（以下「後期高齢者データヘルス計画」という。）、国民健康保険運営方針、特定健康診査等実施計画と調和のとれたものとする」ことが求められています。

本町においても、下記の他の計画における関連事項及び関連目標を踏まえ、各計画との整合を図ってまいります。

年度	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
国保課	第2期大泉町国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)						第3期大泉町国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)					
	第3期大泉町特定健康診査等実施計画						第4期大泉町特定健康診査等実施計画					
町	第二次元気タウン大泉健康21計画						第三次元気タウン大泉健康21計画					
	第7期大泉町高齢者保健 福祉計画			第8期大泉町高齢者保健 福祉計画			第9期大泉町高齢者保健 福祉計画					
県	群馬県健康増進計画 元気県ぐんま21 (第2次)						群馬県健康増進計画 元気県ぐんま21 (第3次)					
	群馬県医療費適正化計画 (第3期)						群馬県医療費適正化計画 (第4期)					
	群馬県 国民健康保険運営方針			第2期 群馬県 国民健康保険運営方針			第3期 群馬県 国民健康保険運営方針					
広域 連合	群馬県後期高齢者医療広域連合 保健事業実施計画 (第2期データヘルス計画)						群馬県後期高齢者医療広域連合 保健事業実施計画 (第3期データヘルス計画)					

※表内の「国保課」とは、「大泉町国民健康保険課」、「町」は「大泉町」、「県」は「群馬県」、「広域連合」は「群馬県後期高齢者医療広域連合」の略。

3 標準化の推進

国のデータヘルス計画策定手引きにおいて、都道府県の役割として、データヘルス計画を都道府県レベルで標準化することが推奨されています。標準化することで、共通の評価指標による各市町村の保健事業の経年的なモニタリングができるようになるほか、健康状況や健康課題の分析方法、計画策定、評価等の一連の流れを共通化することができるため、これらの業務負担が軽減されることが期待されます。

これを受け、群馬県から群馬県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等と連携し、標準化に係る市町村への計画策定支援事業を行う方針を示したため、本町では、その方針を踏まえてデータヘルス計画の策定を行っています。

4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間とします。

5 実施体制・関係者連携

本町では、被保険者の健康の保持増進を図り、病気の予防や早期回復を図るために、国民健康保険（以下「国保」という。）所管課が中心となって、関係各課や関係機関の協力を得て、保険者の健康課題を分析し、計画を策定します。計画策定後は、計画に基づき効果的・効率的な保健事業を実施し、個別の保健事業や計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しや次期計画に反映していきます。また、後期高齢者医療所管課や介護保険所管課、健康増進所管課等と連携してそれぞれの健康課題を共有するとともに、後期高齢者や生活保護受給者の健康課題も踏まえて保健事業を展開します。

計画の策定等に当たっては、国保の共同保険者である群馬県のほか、国保連や国保連に設置される保健事業支援・評価委員会、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係者等、保険者協議会、後期高齢者医療広域連合、健康保険組合等の他の医療保険者、地域の医療機関や大学等の社会資源等と連携、協力します。

本計画は、被保険者の健康の保持増進が最終的な目的であり、その実効性を高める上では、被保険者自身が主体的かつ積極的に健康増進に取り組むことが重要です。そのため、パブリックコメントをとおして被保険者からの意見を本計画に反映させます。